

国民健康保険税の 税率を改正

国民健康保険(国保)税の税率を10年ぶりに改正しました。税率などは左表のとおりです。これに伴い、負担額が昨年度と異なる場合があります。医療費などの支払いに充てるための大切な財源です。皆さんのご理解をお願いします。

問い合わせは
国民健康保険課 ☎027-8668-9250

税率改正

本市の国保税率は、これまで県内12市の中で一番安い水準でした。しかし、医療費などの増加が著しい一方で、収入不足が続くなど、財政運営は非常に厳しい状況にありました(下図1)。平成23年度までの不足分は国保基金(貯金)で賄ってきましたが、ついに基金がなくなりました。

そこで、昨年度は赤字分の穴埋めを行うため、初めて本市の一般会計から約18億5,000万円を国保に投入(下図2)。本年度以降は税率改正を行い、運営の安定化を図ることにしました。

今回の税率改正では、来年度までの収入不足額を約41億円と見込み、後期高齢者医療と介護保険への納付金分の約16億円を一般会計から補てん。引き上げ幅を抑制し、加入者にかかる税負担の急激な増加を抑えました。

これによって、後期高齢者支援金分と介護納付金分の税率を据え置きにし、医療給付費分の税率のみを10年ぶりに改正しました。

図1 医療給付費と国保税収入の推移

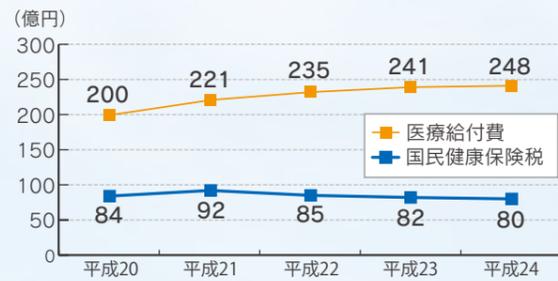


図2 収入不足額の補てん状況



※平成23年度までは国保基金(貯金)で収入不足を賄ってきましたが、平成24年度からは、一般会計で補てんしています。

モデルケース

国民健康保険の加入者3人世帯
(40代夫婦と小学生1人)
夫の所得150万円、妻の所得なし

- 税率改正前: 24万3,100円
- **年間の国保税は、29万600円です。**
※年8回(年金天引きの人は6回)に振り分けて納めます
- 平成25年度以降について、一般会計から税金を投入しなかった場合: 33万3,600円



表 国保税の税率と金額

項目	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分(40歳~64歳)			
	所得割税率	被保険者均等割額	世帯別平等割額	課税限度額	所得割税率	被保険者均等割額	課税限度額	所得割税率	被保険者均等割額	課税限度額
昨年度	6.10%	1万9,200円	2万1,600円	51万円	2.00%	7,200円	14万円	1.86%	1万2,960円	12万円
本年度	8.00%	2万5,200円	2万8,800円							

据え置き